

答 申 書
(答 申 第 194 号)
平成 27 年 4 月 30 日

1 審査会の結論

異議申立人が北海道公安委員会に電話をかけた内容とそれに対する対応及び対応者が行った行動に係る個人情報を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立の経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分に異議申立人が北海道公安委員会に電話をかけた内容とそれに対する対応及び対応者が行った行動の開示」に係る異議申立人の個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報を作成、保存していないことを理由として、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 22 条の規定に基づき、個人情報不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取消し及び開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関では、公安委員会の文書の管理に関する規則（平成 13 年北海道公安委員会規則第 15 号。以下「文書管理規則」という。）を定めており、文書の作成、管理について規定している。文書管理規則第 7 条により文書の作成について、実施機関の意思決定を必要とするもの又は事務の実績に関するものについては文書を作成することとしている。しかしながら、本件電話対応の内容は、事実確認にとどまるものや、制度に基づかない一方的な主張であり、文書管理規則に基づく実施機関の意思決定を必要とするもの又は事務の実績に関するものに該当しないことから、文書を作成すべき内容のものではない。そのため、異議申立人からの電話の内容や、その後の担当職員が取った行動の記録を作成した文書はない。

イ 当審査会としては、本件処分に係る電話対応の内容は、異議申立人が実施機関に宛てて送付した文書の到達を確認するもの、異議申立人から提出する資料の送付方法に関するもの及び警察署の異議申立人に対する対応への不満を述べるものであり、当該内容は、意思決定又は事務の実績に当たらず、当該電話への対応記録を作成していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、他に実施機関に本件個人情報が存在することを窺わせるに足りる資料等はない。

ウ なお、異議申立人は、異議申立書において「電話内容の「捜査関係事項照会書」が存在するのに開示されないのは不合理である」旨主張する。

これに対して、実施機関は、平成〇年〇月〇日の電話内容と「捜査関係事項照会書」の関連性が認められず、また、「捜査関係事項照会書」を確認したところ、平成〇年〇月〇日の電話内容と特定できる記述がないことから、本件個人情報に該当しないと判断したものであると主張する。

そこで、当審査会が「捜査関係事項照会書」を見分したところ、当該「捜査関係事項照会書」は、上記異議申立人からの本件処分に係る電話の対応内容と関連があるものとは認められず、「捜査関係事項照会書」を本件開示請求に係る対象公文書として特定しなかったとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件個人情報を不存在としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 1 月 29 日	○ 諮問書の受理（諮問番号476） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報不存通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成27年 1 月 30 日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成27年 2 月 19 日	○ 実施機関から諮問事案に係る参考資料の提出
平成27年 3 月 9 日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成27年 4 月 8 日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成27年 4 月 22 日 （第79回審査会）	○ 答申案審議
平成27年 4 月 30 日	○ 答申